

タイの刑事司法と権利を基盤とした実践

理論研究ユニット対象論グループ研究員
東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科 准教授
戸井 宏紀

キーワード：タイ、刑事司法、薬物政策、ジェンダー、権利、ソーシャルワーク

はじめに

司法に関与することになった複合的な生活課題を抱える人に対しては、刑事司法のみならず、社会福祉・医療・保健・教育といった、領域を越えた協働的な支援が進められている。再犯の防止等の推進に関する法律（以下、再犯防止推進法）が2016年12月に施行されたことにより、再犯防止推進計画が実行に移され、異なる領域間の連携と協働が深まりを見せている。2023年度からは第二次再犯防止推進計画が始まり、地域共生社会の実現を目指した包括的な地域連携と、さらなる協働作業が求められる段階となっている。

刑事司法と社会福祉の連携に際しては、それぞれが価値を置く理念がしばしば対立し、実践上の障壁となることも少なくない。例えば、再犯防止推進法や更生保護法の目的には、再犯の予防や社会の保護といった、社会防衛の側面に重きを置いた理念が掲げられている。それに対して、生存権や幸福追求権、法の下での平等といった社会福祉の原理、さらにはソーシャルワーク専門職のグローバル定義（International Federation of Social Workers, 2014）に共有される人権と社会正義といった価値のもと、刑事司法の枠組みの中で人びとのウェルビーイングの実現を目指していく取り組みは、

容易ではない。

国際社会に目を向けると、誰一人取り残さない社会を目指す持続可能な開発の実現のために、刑事司法システムに関与した人びとについても、その固有のニーズを捉え、権利に基づいた実践（rights-based practice）を展開していこうとする取り組みが各国で進められている。そうした人権を基盤とした実践の潮流は、アジアにおける司法実践にどのような影響を与えているのだろうか。本論では、国連システムを中心とした刑事政策のパラダイムシフトを念頭に、国内の刑事司法システムの現実を見つめ、薬物政策と刑事政策の転換に挑むタイの取り組みに焦点をあてていく。その上で、国際的な潮流を敏感に受け止め、権利を基盤とした司法実践を構築し、ジェンダーの視点を主流化した人権アプローチの実現を目指そうとするタイの取り組みから、日本の刑事司法と社会福祉の協働の実践に与える示唆について考えていく。

1. タイの刑事司法の状況

「刑務所に入ってみるまでは、その国のことを真に知ることはできないと言われる。国家は、その最も上層の市民をどう扱うかで判断されるべきではなく、最下層の市民をどう扱うかで判断されるべきである」（ネルソン・マンデラ）

2015年12月に採択された「国連被拘禁者処遇最低基準規則 (United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners: the Nelson Mandela Rules, 以下マンデラ・ルールズ)」を紹介する国連のウェブサイトの冒頭には、反アパルトヘイト運動により終身刑の判決を受け、27年間を獄中で過ごした南アフリカ共和国のネルソン・マンデラ元大統領によるこの言葉が掲げられている (United Nations, 2015)。

各国の刑事司法制度を比較することは容易ではないが、代表的指標としてしばしば用いられるのが、刑務所への収容者数と収容者率である。ロンドン大学バークベック校の研究所であるInstitute for Crime & Justice Policy Researchが提供する、世界各国の刑務所の状況に関するデータベースによれば、2023年1月現在、タイの刑務所に収容されている人員は262万人 (世界第8位、ASEAN諸国ではインドネシアに続き第2位) であり、人口10万人当たりの収容者は377人 (世界第15位、ASEAN諸国で第1位) となっている (Institute for Crime & Justice Policy Research, 2024)。

国際人権連盟 (International Federation for Human Rights: FIDH) の調査によれば、タイの刑務所の収容者数は、2019年 (376万人) をピークに近年は減少傾向にあるものの、収容されている人が置かれた状況については、依然として多くの課題が指摘されている。その一つが、過剰収容問題である。タイ法務省矯正局の統計によれば、国内の143の刑務所のうち106が、本来の収容人数を超えて運営されており、施設によっては定員の3倍にも及ぶ人員が収容されている状況にある。また、非人道的で品位を傷つけるような処遇や刑罰、不衛生な環境、劣悪な食事と飲料水、医療への不十分なアクセス、搾取的な労働、外部との接触の制限、レクリエーションやリハビリテーション活動の欠如など、様々な側面で国際的な基準を下回っており、早急に処遇と環境の改善が求められている (International Federation for Human Rights, 2023)。

タイの刑務所の特徴は、薬物関連の犯罪で判決を受け

た人の割合が極めて高いことである。タイでは、2022年12月現在刑務所に収容されている人のうち、薬物関連事犯の割合が79.1%に上る。これは男女別に見ても、男性受刑者の79.2%、女性受刑者の78.0%と、その割合に大きな差がみられない点の特徴である (International Federation for Human Rights, 2023)。国連薬物犯罪事務所 (United Nations Office on Drugs and Crime: UNODC) とタイ法務研究所 (Thailand Institute of Justice: TIJ) の報告書によれば、入手可能な55ヶ国に関する2015年のデータに基づく、薬物関連事犯の受刑者の割合は、加重平均で25%程度であり、比較年度は異なるものの、タイが世界で最も高い値を示しているとしている (United Nations Office on Drugs and Crime & Thailand Institute of Justice, 2021)。

こうした薬物問題を取り巻く状況が、タイの刑務所の収容者数の多さや、過剰収容問題の大きな要因となっていることは明らかである。なお日本の状況については、2022年の刑事施設入所受刑者の罪名別構成比を見ると、覚醒剤取締法による者が男性では22.0%、女性では27.2%となっている (法務省, 2023)。

一方、タイの刑務所に収容されている人の年齢構成を見ると、2019年には40歳以上が全体の22%となっており、比較的若い世代の受刑者が中心となっていることも、特徴となっている (United Nations Office on Drugs and Crime & Thailand Institute of Justice, 2021)。日本では近年、刑務所においても急速に高齢化が進んでいるが、2022年の入所受刑者の年齢層別構成比を見ると、男性は40歳以上が全体の64%、女性は72.2%となっており、年齢という視点でも、タイの刑務所は日本とは異なる状況にある (法務省, 2023)。

2. タイの薬物政策と国際的な刑事司法の潮流

タイの刑務所に収容されている人の約8割が薬物関連

事犯であるという状況に対しては、刑事政策からのアプローチとともに、薬物政策からのアプローチも重要になってくる。タイ政府もこれまでに、さまざまな関連法規を制定・改正して、地域社会に広がる薬物問題に対応してきた。近年では、薬物政策の改革の集大成として2021年に薬物法典が公布され、翌2022年6月に全面施行となっている。吉田（2023）によればこの薬物法典は、1976年薬物防止取締法、1979年麻薬法、1990年揮発性物質使用防止法、1991年薬物関係犯取締措置法、2002年薬物乱用者更生法、2016年向精神薬法の6つの法律を統合する形で制定され、薬物の防止・取締・規制、薬物依存者の治療と社会復帰、そして罰則の3編全186条から成るものである。

「2022年タイ薬物法典」と呼ばれるこの法律が制定された背景としては、刑事施設への収容者数の多さと、それに伴う過剰収容問題が挙げられている（吉田, 2023）。また、薬物関連事犯として刑務所に収容される人の中には、販売目的で所持していた人、使用目的で所持していた人、売買していた人、その他さまざまな理由があるが、この新たな法律の下では、特に薬物使用障害のある人に対しては、刑を科すことよりも、治療や社会復帰プログラムへの移行が適切になされるよう求められることになったのである（今泉, 2022）。

こうした改革の背景には、タイ政府が国連を中心とした刑事政策や薬物政策の改革の潮流に向き合い、国内の現実を捉えて政策を推進してきたことがある。そうした例としてここでは、2021年4月に発表された「収監に関する国連システムの共通見解（United Nations System Common Position on Incarceration）」を取り上げてみたい。

これは、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、平和活動局（DPO）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が共同で主導し、関連する国連機関の作業部会が事務総長執行委員会の枠組みの中で策定したものであるが、この共通見解では、冒頭のネルソン・マンデラ元大統領の言葉に表されるように、刑務所の状況に顕在化する

多くの問題は、社会経済的な格差と刑事司法システムの制度的な欠陥の帰結であると捉えている。また、この共同見解は国際人権法に導かれたものであり、犯罪防止や刑事司法における国連の基準や規則、そして持続可能な開発目標（SDGs）にも完全に合致したものとなっている。

国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）によれば、この共通見解を通じて国連は、軽微な薬物関連犯罪を含め、適切なケースにおいて、比例的かつ個別的な量刑政策と、有罪判決や刑罰に代わる選択肢を確保することを目的とした、各国の改革の努力を支援することを約束している。そして共通見解は、国際人権法によって保護されている、個人的な使用のための薬物所持などの行為の非犯罪化を擁護することにもコミットしており、全体を通してジェンダーの視点を強く打ち出して、自由を奪われた子どもたちに関する重要なメッセージも繰り返し伝えるものであるとされる（United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights, 2023）。

持続可能な開発目標（SDGs）における「誰一人取り残さない」という国連のコミットメントは、世界各国の刑務所に収容されている人についても、差別と排除の対象となる、特に脆弱で周縁化された集団として認識することになる。そのため国連はこの共通見解において、十分な資源と管理の行き届いた刑務所サービスと、非拘禁措置を推進する各国の政策が、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を実現する重要な手段であると捉えているのである。具体的には、持続可能な開発目標（SDGs）の中でも、目標16:「平和と公正をすべての人に」、目標3:「すべての人に健康と福祉を」、目標5:「ジェンダー平等を実現しよう」、目標10:「人や国の不平等をなくそう」が、収監に関する国連システムの共通見解の中心的なターゲットとなっている。

また、この共通見解において国連は、刑務所のグローバルな課題として、(1) 公判前勾留と収監の乱用、(2) 強固な差別と不平等、(3) 刑務所の過密化、(4) ネグ

レクトと虐待、の四つを挙げている。そして、これらの課題への共通のアプローチとして、(1) 予防と代替策への政策転換、(2) 刑務所のマネジメントの強化と環境の改善、(3) 罪を犯した人の更生と社会復帰の促進、の三つを掲げ、加盟国を支援するための共通の枠組みを提供しているのである。

例えば、タイの刑務所収容者の多さと、過剰収容の主な要因ともなっている薬物関連問題について国連は、強固な差別と不平等に関する課題の中で、以下の通り言及している。

薬物関連事犯で有罪判決を受けた人の数は、世界の刑務所人口の18%を占めると推定されている。社会経済的な不平等を反映し、薬物関連事犯として拘禁されるのは、薬物使用者や薬物使用障害のある人、薬物の運搬や小規模な売買をしたといった、軽微な罪を犯した人であることが多い。薬物関連事犯として収監されている女性の割合(35%)は、男性の割合(19%)よりも高く、このことはジェンダーに基づく差別、不平等、虐待の交差する状況に対処していく必要があることを示している。

多くの国の薬物法は、たとえ軽微な罪を犯した人であっても、収監に代わる規定を設けていないか、あるいは限定的である。さらに、入手可能なデータは、刑務所における薬物使用障害の治療と、薬物使用による健康への悪影響を軽減するためのエビデンスに基づくプログラムが不足しており、釈放後の薬物再使用や過剰摂取のリスクが高まっていることを指摘している。薬物使用障害のある受刑者に対するこうしたエビデンスに基づく介入が存在する場合、再発や再犯のリスクを軽減することが証明されている。(United Nations, 2021 : 5)

その上で、この課題に対する共通のアプローチとして各国に、以下の通り公衆衛生アプローチへの転換を求めている。

薬物使用障害のある人の場合、このアプローチは、エビデンスに基づく自発的な薬物治療や、地域レベルでのその他の保健サービスへのアクセスを増やすことも目的としている。こうしたアプローチは、健康志向のアプローチが薬物使用とそれが引き起こす社会的害を減らすのに最も効果的である、という明確な証拠によって裏付けられているだけでなく、国際的な薬物規制条約にも完全に準拠している。

薬物使用障害という現象は、公衆衛生上の問題であり、健康中心で倫理基準に沿った、エビデンスに基づく対応が求められるのである。(United Nations, 2021 : 11)

刑務所への収監に過度に依存せず、収容人口を減少させ、刑務所のマネジメントを強化するとともに環境を改善し、罪を犯した人の更生と社会復帰を促進することを目的として加盟国を支援する、こうした国連システムの働きかけに合わせるようにして、タイでは社会の現実と課題を直視し、薬物政策の転換と刑事司法システムの改革に向けて取り組もうとしているのである。

もう一つの例として、2019年に公表された「効果的な機関間協力を通じて国際的な薬物規制政策の実施を支援する国際連合システムの共通見解 (United Nations system common position supporting the implementation of the international drug control policy through effective inter-agency collaboration)」について触れたい。この共通見解には、各国の薬物問題に対して真にバランスがとれ、包括的で統合された、エビデンスと人権を基盤とした発展志向の持続可能な対応を策定し、実行する加盟国を支援していくという、国連システムの強い決意が示されている。

この共通見解では、刑務所における薬物使用の予防、治療、リハビリテーション、そして医療や社会的保護を含む一般的な支援サービスの提供を確保し、それら

が地域社会におけるものと同等であり、継続的なケアが提供されるようにする必要性が示されている。また、薬物使用者が住居、医療、教育などの公共サービスを平等に利用できるようにするなど、薬物政策や社会政策のあらゆる側面において、薬物使用者の尊厳と人権の尊重を確保することも求めている。さらに、私的使用のための薬物所持の非犯罪化を含む、適切な場合における、有罪判決や刑罰に代わる選択肢を確保するよう推進していくことなど、多くの項目が、先述の2021年の「収監に関する国連システムの共通見解」にも反映されているのである（UN System Chief Executives Board for Coordination, 2019）。

丸山（2023）によれば、こうした国際的な薬物政策の潮流の変化に対しても、アジア諸国の中でいち早く反応し、国内法の整備を進めていったのがタイである。そして、「効果的な機関間協力を通じて国際的な薬物規制政策の実施を支援する国際連合システムの共通見解」にある理念も踏まえ、国連関連機関の支援も受けて関連法規を制定・改正し2021年に薬物法典が公布され、2022年に全面施行されることになったのである。

3. バンコク・ルールズとジェンダーに配慮したアプローチ

先述のロンドン大学バークベック校のInstitute for Crime & Justice Policy Researchが発行するレポートによれば、2021年11月現在、タイの刑務所に収容されている女性は32,952人（米国、中国、ブラジル、ロシアに次ぎ世界第5位）、人口10万人当たりの収容者は47人（米国に次いで世界第2位）となっている。また、刑務所への収容人員のうち女性の占める割合は、2023年1月現在11.6%となっているが、2018年時点では約14%と、世界で最も高い割合を示していた（Institute for Crime & Justice Policy Research, 2022）。

このような状況においてタイ政府は、薬物政策とと

もに刑事政策についても、受刑者の中でもとりわけ女性が直面する困難や、固有のニーズに配慮した公正な処遇を実施していくことを、アジア諸国を先導して進めている。この取り組みを支えているのが、2010年12月に国連において全会一致で採択された、「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する規則：バンコク・ルールズ（United Nations Rules for the Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offenders: the Bangkok Rules）」である。

この規則は、女性受刑者の権利を保護するために極めて重要であり、女性が持つ固有のニーズや、刑事司法システムにおいて女性が置かれた状況を明確にし、各国に公正な取り組みを求めるものである。またバンコク・ルールズは、国際的な規則としては初めて、親とともに刑務所にいる子どものニーズについても言及している。

田代（2013）によれば、このバンコク・ルールズの成立には、刑事司法における女性の権利向上に長年取り組んできた、タイ王国パッチャラキティヤパー王女が大きな役割を果たしている。検察官出身の王女は、犯罪被害者の権利を高めるための活動や、女性に対する暴力に反対する全国的な啓発活動に取り組むとともに、2006年からは刑事施設に収容されている女性の処遇改善を目指した「カムランジャイ・プロジェクト」を開始し、女性収容者の人権を中心に据えて、彼女らが抱えるさまざまな課題や、健康・子育て・就労といったニーズに対応した支援を進めてきた。こうした取り組みとタイ政府の働きかけによって2010年に、バンコク・ルールズが国連総会で採択されるに至ったのである（Thailand Institute of Justice, 2018）。

これを受けてタイ法務省は、2011年にタイ法務研究所（Thailand Institute of Justice: TIJ）を創設し、タイ国内だけでなく国際的なレベルでバンコク・ルールズの実施を促進し、刑事司法システムにおける女性の権利と尊厳を守っていく取り組みを支援している。この

タイ法務研究所は、司法に関与した脆弱な集団に対して、関連する国際的な基準や規則に沿った処遇がなされるよう、刑事司法制度の改革を推進することを中心的な使命とし、さらにはASEAN域内の地域協力を強化することを目指している。バンコク・ルールズの実施を促進するため、各国が効果的でジェンダーに配慮した刑事司法へと転換し、司法に関与した人に対する権利に基づく処遇を推進することを、活動の目的としている (Thailand Institute of Justice, 2024a)。

タイ法務研究所の主な活動は、能力開発、研究、政策提言の三つである。能力開発に関しては毎年、ASEAN地域の矯正施設の上級スタッフを対象として、女性刑務所のマネジメントに関するトレーニングを実施している。この研修は、バンコク・ルールズを実行に移すための実践的な知識を参加者に提供することを目的としており、受刑者の処遇に関連する国際基準や規則を実行していくための枠組みを、各国において設計していくことを支援している。この研修は参加者にとって、女性受刑者の処遇における課題や、優れた実践をお互いに共有し、各国の司法実践について学び合う重要な機会にもなっている (Thailand Institute of Justice, 2024b)。

また、タイ法務研究所では、バンコク・ルールズを実践していくための、さまざまなガイダンス資料やツールキットを開発しているが、これらの資料は、女性受刑者に関わる矯正施設職員だけでなく、警察から裁判官、地域において社会復帰を支える関係者、さらには議員や政策立案者を含め、刑事司法に関わる関係者の教育・啓発のために広く活用されている。

さらに2015年からは、タイ法務研究所と法務省矯正局の協働により、バンコク・ルールズの実施状況を評価するためのチェックリストの使用を促進する、「モデル刑務所」プロジェクトが実施されている。このチェックリストは、各地の刑務所のパフォーマンスを評価していくための、有効なツールとして用いられている (Chuenurah & Sornprohm, 2021; Thailand Institute of

Justice, 2019)。

タイ法務研究所では、国内外の研究者や刑事施設と共同で、罪を犯した女性の置かれた状況について理解を深めるための、さまざまな研究活動に取り組んでいる。タイでは長年にわたり、諸外国に比べても多くの女性が刑務所に収容されている。では一体、タイの女性が刑務所に収容されるまでの道のりには、どのような要因が影響しているのだろうか。

こうした問いに基づきJeffriesら (2020) は、タイの刑務所に収容されている女性75名と、ソーシャルワーカーを含む矯正スタッフへのインタビュー調査を実施している。その結果、収監に至る道のりに影響を及ぼす主な要因として、被害 (肉体的・精神的虐待を含む)、その他の逆境体験、経済的疎外と家族のケアに対する責任、逸脱した友人関係や幼少期の逸脱行動、精神的苦痛、薬物乱用、そして助けを求める行動を挙げている。特に、この調査においても多くの女性が問題のある薬物使用について語っているにもかかわらず、服役前に誰かに助けを求めたり、援助を受けた女性は限定的であったことを明らかにしている。

これらの調査結果を踏まえると、虐待歴、メンタルヘルス、トラウマに対処することを目的とした刑務所のプログラムは、収容されている女性のニーズを満たし、社会復帰を支えるために不可欠であることは明白である。一方で、女性受刑者のほとんどが薬物事犯で服役しているにもかかわらず、薬物使用に対する治療プログラムを受けている者はわずかである状況から、薬物乱用の既往歴のあるすべての女性に対して、治療プログラムへの参加を認めるべきであると、改革を提言している (Jeffries, Chuenurah, & Russell, 2020)。

以上、世界的に見ても夥しい数の女性が刑務所に収容され、収容率も極めて高いという状況を捉えて、国連システムを中心としたジェンダーに配慮したアプローチを積極的に取り入れていこうとする、タイの刑事司法の取り組みを見てきた。こうした一連の政策と実践は、決してバンコク・ルールズの枠組みだけにと

どまらず、マンデラ・ルールズ、収監に関する国連システムの共通見解、そして効果的な機関間協力を通じて国際的な薬物規制政策の実施を支援する国際連合システムの共通見解などの政策潮流を捉えて、国内の刑事政策と薬物政策との有機的なつながりを持ちながら、ASEAN諸国だけでなく各国に先立ち進められてきたものである。

4. 刑事司法における権利を基盤とした実践

本論ではこれまで、タイの刑事司法を刑務所収容者の状況から捉えた上で、近年の薬物政策の改革とともに、バンコク・ルールズを実行に移し、司法に関与した人に対する権利に基づく公正な処遇を進めていこうとする、タイの刑事政策と司法実践について概観してきた。これらの取り組みに共通するのは、関連する国際基準や規則、あるいは国連システムの共通見解を受け止め、国内の現実を踏まえた実践によって、国連の世界人権宣言の理念を刑事司法制度においても実現していこうとする、タイの国としての強い意志ではないだろうか。

先に触れたように国連システムは、薬物政策については犯罪化アプローチを脱却し、公衆衛生アプローチへと転換していくことを各国に求めている。そして真にバランスがとれ、包括的で統合され、エビデンスと人権を基盤とした発展志向の持続可能な薬物政策を策定し、実行する加盟国を支援していくという固い決意を、「効果的な機関間協力を通じて国際的な薬物規制政策の実施を支援する国際連合システムの共通見解」において表明している。

同時に、ジェンダー平等を実現していくという持続可能な開発目標（SDGs）とも連動し、各国の刑事司法制度に対しては、ジェンダーの視点を重視した政策の推進を求めている。こうした中、2021年に京都市で開

催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議でも、法の支配が誰一人取り残さない社会を目指す持続可能な開発の実現の礎となることを確認し、「持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言」が採択された。この京都宣言の各論には、各国が取り組むべき重要な課題が提示されており、その中の主要な政策である「刑事司法制度の推進」においても、「刑事司法制度におけるジェンダーの視点の主流化（Mainstreaming a gender perspective into criminal justice systems）」が掲げられることになった（法務省, 2021; 戸井, 2023）。

こうした国連システムを中心とした政策の動向を捉えてタイは、刑事司法手続のあらゆる段階でジェンダー特有のニーズに配慮した措置を推進することによって、刑事司法制度においてジェンダーの視点を主流化していこうと、ASEAN諸国をはじめ各国を先導し取り組んでいるのである。この点に関連してタイ法務研究所のChuenurahら（2022）は、極めて懲罰的である薬物法を改革することと、司法に関与することになった女性に対する非拘禁措置や、刑務所によらない対応を展開していくことが、タイの刑事司法にとって不可欠であることを指摘している。刑務所への収容者数の多さと収容者率の高さ、とりわけ薬物事犯で収容される人が約8割に及ぶという現状の中、タイにおける近年の薬物政策の変革と、バンコク・ルールズを通して刑事司法制度においてもジェンダーの視点を主流化し、女性の置かれた状況を改善していこうとする取り組みは、密接に影響を与え合っているのである。

そして、タイの司法実践に関連してこれまで取り上げてきた、2010年の「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する規則：バンコク・ルールズ」、2015年の「国連被拘禁者処遇最低基準規則：マンデラ・ルールズ」、2019年の「効果的な機関間協力を通じて国際的な薬物規制政策の実施を支援する国際連合システムの共通見解」、2021年の「収監に関する国連システムの共通見解」の底流にあるのは、誰一人取り残さない

社会を目指す持続可能な開発の実現のために、あらゆる領域において人びとの固有のニーズを捉え、権利に基づいた実践 (rights-based practice) を展開していこうとする、国連システムのリーダーシップとコミットメントである。

国内の刑事司法システムの状況を捉え、こうした国際的な潮流を敏感に受け止めたタイは、バンコク・ルールズを実行に移す際にも、権利を基盤とした矯正システム (rights-based correctional system) を構築し、矯正の場における女性中心の人権アプローチの実現を目指しているのである (Chuenurah, Owen, & Rao, 2022)。最後に、こうした権利を基盤とした実践を、日本の刑事司法システムにおいて展開していく際の課題と、ソーシャルワークに求められる役割と可能性について検討したい。

おわりに

本論では、国連システムを中心とした刑事政策のパラダイムシフトを念頭に、薬物政策と刑事政策の改革を進めるタイの取り組みに焦点をあててきた。国際的な政策潮流を受け止め、権利を基盤とした司法実践を構築し、ジェンダーの視点を主流化したアプローチの実現を目指そうとするタイの取り組みから学ぶことは、日本の刑事司法と社会福祉の協働と、ソーシャルワークの実践にも意義があるものと考えられる。

マンデラ・ルールズの冒頭 (規則1) には、「すべての被拘禁者は、人間としての固有の尊厳と価値を尊重されなければならない」との言葉が掲げられている。これは、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という世界人権宣言の第一条とも価値を共有するものである。また、マンデラ・ルールズの規則88-2は、刑務所におけるソーシャルワーカーの役割と受刑者の権利について、以下の通り表している。

すべての刑務所に、受刑者の家族および重要な社会機関とのあらゆる望ましい関係を維持し、改善する役割を担うソーシャルワーカーを配置すべきである。受刑者の市民的利益、社会保障の権利およびその他の社会的利益に関する権利を、法律および刑と両立できる最大限の範囲において、保護するための措置がとられるべきである。(United Nations, 2015)

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義 (International Federation of Social Workers, 2014) では、第一世代の権利 (言論や良心の自由、拷問や恣意的拘束からの自由などの市民的・政治的権利)、第二世代の権利 (合理的なレベルの教育・保健医療・住居・少数言語の権利などの社会経済的・文化的権利)、そして第三世代の権利 (自然界、生物多様性や世代間平等の権利) の尊重をその原則に記しているが、マンデラ・ルールズは、ソーシャルワーカーが刑務所においても、受刑者の権利を守っていく不可欠な専門職であることを明示している。

これは、ソーシャルワーカーがその専門職が誕生した時から、人権の専門職 (human rights profession) であることを早くから国連が認識しており、刑務所を含めたあらゆる領域において、権利を基盤とした実践を展開していく専門職として想定していることの表れであると思われる (Healy, 2008; Mapp, et. al., 2019; United Nations, 1994)。

先に述べたタイ法務研究所によるバンコク・ルールズのトレーニングの修了者には、ASEAN各国の刑務所長などとともに、タイ各地の女性刑務所のソーシャルワーカーの名が多くみられる。このことから、タイにおいても、バンコク・ルールズを実行に移すための、権利を基盤とした矯正システム (rights-based correctional system) を構築するにあたって、ソーシャルワーカーが担う役割に期待されている一端がうかがわれる (Thailand Institute of Justice, 2024c)。

2014年のソーシャルワーク専門職のグローバル定義を受けて、日本では2020年6月に新たな社会福祉士の倫理綱領が採択された。そして、その原理の一つには新たに人権が加えられ、社会福祉士は、「すべての人々を生まれながらにして侵すことのできない権利を有する存在であることを認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない」専門職であることを明確にしている（日本社会福祉士会, 2020）。このことは、日本においてもソーシャルワーカーが人権の専門職（human rights profession）であることを、社会福祉士自身があらためて認識し、社会に対して伝えていく上で、重要な契機となっている。

刑事司法の領域では、矯正、検察、裁判、そして更生保護から地域へと、あらゆる段階においてソーシャルワーカーの活動が広がりつつある。一方、刑事司法と社会福祉、そしてソーシャルワークの価値はしばしば対立し、刑事司法の領域におけるソーシャルワークの実践は、必然的に葛藤や困難を伴うものとなっている。再犯防止とウェルビーイングの実現という目標が交差する司法の場において、人びとの固有のニーズを捉え、権利を基盤とした実践（rights-based practice）を展開していくことは容易ではなく、ソーシャルワーカーは多くの障壁に直面することになる。そうした中で、刑事政策の国際的なパラダイムシフトを捉え、刑事司法の改革と薬物政策の転換に挑むタイの取り組みは、日本の刑事司法に関与した複合的な生活課題を抱える人へのソーシャルワーク実践にも、多くの示唆を与えることになるのではないだろうか。

参考文献

- Chuenurah, C., Owen, B. & Rao, P. (2022). Expanding the promise of the Bangkok Rules in Southeast Asia and beyond. In A. M. Jeffries, & S. Jeffries (Eds.), *Gender, criminalization, imprisonment and human rights in Southeast Asia* (pp. 139-154). Leeds, UK: Emerald Publishing.
- Chuenurah, C., & Sornprohm, U. (2021). Drug policy and women prisoners in Southeast Asia. In J. Buxton, G. Margo, &

- L. Burger (Eds.), *The impact of global drug policy on women: Shifting the needle* (pp. 131-139). Leeds, UK: Emerald Publishing.
- Healy, L. M. (2008). Exploring the history of social work as a human rights profession, *International Social Work*, 51, 735-748.
- 法務省 (2021) 「令和3年版再犯防止推進白書」2024年1月4日閲覧 <https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi3/>
- 法務省 (2023) 「令和5年版再犯防止推進白書」2024年1月4日閲覧 https://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html
- 今泉慎也 (2022) 「薬事犯者であふれるタイの刑務所と薬物法典の制定—海外法律情報 タイ」『ジュリスト』1567, 51
- Institute for Crime & Justice Policy Research. (2022). World female imprisonment list 5th ed. 2024年1月4日閲覧 <https://www.icpr.org.uk/news-events/2022/world-female-prison-population-60-2000>
- Institute for Crime & Justice Policy Research. (2024). The world prison brief. 2024年1月4日閲覧 <https://www.prisonstudies.org/>
- International Federation for Human Rights. (2023). Thailand annual prison report 2023. 2024年1月4日閲覧 <https://www.fidh.org/en/region/asia/thailand/thailand-annual-report-paints-bleak-picture-of-prison-conditions>
- International Federation of Social Workers. (2014). Global definition of the social work profession. (=2015, 社会福祉専門職団体協議会・(一社) 日本社会福祉教育学校連盟訳『ソーシャルワーク専門職のグローバル定義』日本ソーシャルワーカー連盟.) 2024年1月4日閲覧 https://jsw.org/definition/global_definition/
- Jeffries, S., Chuenurah, C., & Russell, T. (2020). Expectations and experiences of women imprisoned for drug offending and returning to communities in Thailand: Understanding women's pathways into, through, and post-imprisonment. *Laws*, 9, 15. <https://doi.org/10.3390/laws9020015>
- Mapp, S., McPherson, J., Androff, D., & Gabel, S. G. (2019). Social work is a human rights profession. *Social Work*, 64, 259-269.
- 丸山泰弘 (2023) 「2022年タイ薬物法典と薬物政策の転換」『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』12, 40-50
- 日本社会福祉士会 (2020) 「倫理綱領」2024年1月4日閲覧 <https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/>
- 田代晶子 (2013) 「海外の刑事政策のいま 第153回国際高官セミナー「女性犯罪者の処遇」の概要—アジ研国際研修レポート (3) —」『罪と罰』50 (3), 91-117
- Thailand Institute of Justice. (2018). About Bangkok Rules. 2024年1月4日閲覧 <https://www.tijbangkokrules.org/en/about-bangkok-rules>
- Thailand Institute of Justice. (2019). The model prison project for the implementation of the UN Bangkok Rules. 2024年1月4日閲覧 <https://knowledge.tijthailand.org/en/publication/detail/14#book/>
- Thailand Institute of Justice. (2024a). Strategic direction & plans. 2024年1月4日閲覧 <https://www.tijthailand.org/en/overview#item-5>
- Thailand Institute of Justice. (2024b). The Bangkok Rules training: Programme overview. 2024年1月4日閲覧 <https://training.tijbangkokrules.org/overview/about>

- Thailand Institute of Justice. (2024c). The Bangkok Rules training: Alumni. 2024年1月4日閲覧 <https://training.tijbangkokrules.org/alumni>
- 戸井宏紀 (2023) 「再犯防止とウェルビーイング再考—リスクからつながりへ—」『福祉社会開発研究』15, 57-65
- United Nations. (1994). Human rights and social work. Geneva: UN in collaboration with IFSW and IASSW. 2024年1月4日閲覧 <https://www.ohchr.org/en/publications/policy-and-methodological-publications/human-rights-and-social-work-manual-schools>
- United Nations. (2010). United Nations Rules for the Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offenders: the Bangkok Rules. 2024年1月4日閲覧 <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/united-nations-rules-treatment-women-prisoners-and-non-custodial>
- United Nations. (2015). Mandela Rules. 2024年1月4日閲覧 <https://www.un.org/en/events/mandeladay/mandela-rules.shtml>
- United Nations. (2021). United Nations System Common Position on Incarceration. 2024年1月4日閲覧 <https://www.un.org/ruleoflaw/blog/document/united-nations-system-common-position-on-incarceration/>
- United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights. (2023). Incarceration. 2024年1月4日閲覧 <https://www.ohchr.org/en/statements-and-speeches/2023/10/incarceration>
- United Nations Office on Drugs and Crime & Thailand Institute of Justice. (2021). Research on the causes of recidivism in Thailand. 2024年1月4日閲覧 <https://www.tijthailand.org/en/publication/detail/research-on-the-causes-of-recidivism-in-thailand>
- UN System Chief Executives Board for Coordination. (2019). United Nations System Common Position Supporting the Implementation of the International Drug Control Policy Through Effective Inter-agency Collaboration. 2024年1月4日閲覧 <https://unsceb.org/united-nations-system-common-position-supporting-implementation-international-drug-control-policy>
- 吉田緑 (2023) 「タイの薬物政策改革—2022年5月大麻解禁前夜のタイから—」『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』12, 6-23